

「重要文化財(建造物)旧目加田家住宅保存活用計画(案)」に対するパブリックコメントの結果について

- ・募集期間 令和5年2月13日～令和5年3月14日
- ・対象者 市内に在住、在学または勤務する人、事業所を有するもの及び納税義務を有するもの
- ・閲覧場所 市役所情報コーナー(本庁舎2階)、各総合支所、各支所、各出張所、岩国市中央図書館、岩国市ホームページ
- ・提出方法 郵送、ファクス、Eメールまたは直接、文化財保護課へ提出
- ・意見数 1人、7件

提出された意見の要旨と、その意見に対する市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

項目	御意見の要旨	市の考え方及び対応方針
第4章 防災計画 (案57頁～)	○岩国市のハザードマップでは、横山地区は、河川氾濫により2.0m以上5.0m未満の洪水浸水区域になっている。 ○また、2000年以降道路が冠水する内水氾濫が3回起きている。 ○水害対策、浸水対策に関する記述が必要ではないか。	ご指摘のとおり、横山地区は近年豪雨による浸水被害が繰り返し発生している地区です。現在、市では横山地区に新たなポンプ場整備を計画しており、すでに設計に着手しているところです。 本計画は、旧目加田家住宅の保存活用にあたっての課題を抽出し、その解決に向けた具体的手法や将来方針を位置づけるものです。新たなポンプ場整備により、旧目加田家住宅も含めた横山地区における浸水被害は大幅に軽減される見通しであり、旧目加田家住宅の浸水対策についてはすでに解決の見通しが立っている課題として本計画への記述の必要性は乏しいものと考えています。 なお、新たなポンプ場が整備されるまでの間、豪雨予報等により浸水被害が想定されるような場合には、必要に応じて出入口に土嚢を積むなど可能な限りの対策を実施します。
第4章 防災計画 (案60頁) ウ 防火訓練	○防火訓練における自治会の役割や訓練の内容にも触れてもらいたい。	ご意見を踏まえ、防火訓練における自治会の役割や訓練内容に関する記述を追加します。
第4章 防災計画 (案61頁) エ 消火設備	○防火訓練時に、自治会のメンバーによる初期消火のバケツリレーに使用する水は、仮設の貯水槽のものを利用している。したがって、実際に火災が発生した場合、この貯水槽は現場にはないので自治会のメンバーによるバケツリレーはできない。せっかくの防火訓練が生きるよう、旧目加田家住宅の周辺に幾つか貯水槽を設置することを記述すべきである。	旧目加田家住宅周辺には、例えば公園内の噴水や堀、岩国シロヘビの館をはじめ近隣施設における日常水など、バケツリレーで利用可能な既存水源があり、貯水槽の新設については貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。 なお、防火訓練におけるバケツリレーは、実際の火災時における消火訓練としてのみならず、緊急時における地域住民間の相互連携を定期的に確認しあう場としても重要と考えています。 そのうえで、防災設備が進化する今日、今後の防火訓練がより実戦的なものとなるよう、自治会の皆様や消防機関と共に考えながら防火訓練の内容も一層充実させてゆきたいと考えており、防火訓練(案60頁)の記述をその方向性を反映したものに修正します。
第4章 防災計画 (案62頁) (1)地震履歴	○安政時代の複数の大地震により、多くの屋敷や土塀が倒壊している。これらの大震災の被害と対策について触れるべきである。	旧目加田家住宅に関しては、地震履歴(案62頁)に記述しているとおり、記録が残る限りこれまで地震による大きな被災履歴はないものの、岩国の江戸時代における歴史を記した『岩邑年代記』に、安政元年11月に発生した大地震により多くの家屋で塀崩れが発生したとの記録があり、それに関する記述を追加します。 地震対策に関しましては、今後の対処方針(案62頁)で示すとおり、耐震基礎診断を実施したうえで、必要に応じた対策を行うこととしています。
第5章 活用計画 (案67頁) エ 多目的・イベント活用ゾーン	○狭小空間、費用負担面からこの多目的・イベントゾーンは要らない。 ○イベントの内容、費用、誘引力等に関するマーケティング調査が必要であり、費用対効果を分析してこのゾーンの設置を検証すべきである。	多目的・イベントゾーンは、大きな集客を目的とするイベントを想定するものではありません。 旧目加田家住宅は、これまで市民団体等による琴の演奏会やひな人形展示など、武家住宅の風情と調和した催し物に利用していただいた実績があり、今後、屋外においてもそうした市民団体等による小規模イベントで旧目加田家住宅を利用していただき、文化財に関する理解を深めていただきたいとの考えから、「第3章 環境保全計画」における区域区分において当エリアを整備自由度の高い「その他エリア」に設定し、多目的な利用が可能な空間として「多目的・イベントゾーン」を設定したものです。 なお、多目的・イベントゾーンについても、普段は観光客をはじめ来訪者が自由に散策するエリアであり、市民団体等からの希望に応じて当エリアを多目的に活用していきたいと考えています。
第6章 活用計画 (案70頁) 1)管理・運営の基本方針	○「管理・運営にあたっては、本計画に基づき実施することとする。」とあるが、管理運営体制の構築が課題として上げられていることから、この文章は修正すべきである。	ご意見を踏まえ、文章を修正します。
第6章 活用計画 (案71頁) 1)公開活用時の管理運営体制	○「公開活用にあたっては、地域住民との協働による管理運営体制の構築」、「観光拠点の一つとして、エリア全体の魅力を高めるために、周辺施設との連携や庁内各課との連携を図る管理運営体制の構築」とあるが、管理運営体制については体系的に整理して記述すべきである。 ○公開活用に係る管理運営面において、地域住民にどのような役割を求めているか記述してほしい。	「第1章 計画の概要」(案23頁)で示す事業スケジュールのとおり、建物の内部公開を視野に入れた今後の公開活用に向けて、まず防災・防犯に関する取り組みを進めつつ、具体的な活用方法を検討していきます。 管理運営のあり方は活用方法に応じて変わるものであり、活用方法の具体的検討を進める中で、地域の皆様や関係団体との意見交換を行いながら望ましい管理運営体制を構築していきたいと考えています。